

静岡市自治会連合会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、静岡市自治会連合会と称し、事務所を静岡市役所に置く。

(組 織)

第2条 本会は、静岡市内の葵区自治会連合会及び駿河区自治会連合会並びに清水区自治会連合会（以下「3区自治会連合会」という。）に属する地区連合自治会及び学区（地区）連合町内会（以下「地区連合自治会等」という。）を以って組織する。

(目 的)

第3条 本会は、各区自治会連合会及び地区連合自治会等相互の連絡協調を図るとともに、住民の融和と連帯の基本理念に立って、地区連合自治会等に属する自治会・町内会等（以下「自治会等」という。）の円滑な運営を促進し、以って静岡市の発展に寄与するとともに住民の福祉の増進及び住民生活の安全を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各区自治会連合会相互の連絡調整に関する事。
- (2) 地区連合自治会等に共通する問題についての調査研究等に関する事。
- (3) 静岡市その他行政機関、関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) 本会及び3区自治会連合会及び地区連合自治会等並びに自治会等の振興、発展に寄与した者に対する表彰に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認める事。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会 計 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 常任理事は各区より選任する。選出方法は運用基準によるものとする。

- 2 会長、副会長、会計は、常任理事の互選とする。
- 3 理事は地区連合自治会等の会長を以って充てる。
- 4 監事は常任理事以外の地区連合自治会等の役員の中から常任理事会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (4) 常任理事は施策その他重要事項を審議する。
- (5) 理事は総会に付議された事項を審議する。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 前任者は特別の事情ある場合を除き、任期満了後も後任者が決定するまで職務を行うものとする。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問には静岡市長及び静岡市議会議長を推戴する。
- 3 相談役は会長が推薦し、常任理事会の承認を受けた者に委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は会の運営に関する重要な事項につき意見を述べることができる。

(会 議)

第10条 本会の会議は三役会、常任理事会、及び総会とする。

- 2 会議は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議は各構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数のときは議長が決定する。

(三役会)

第11条 三役会は必要に応じ随時開催する。

- 2 三役会は、次の事項を審議する。
 - (1) 常任理事会に付すべき事項に関すること。
 - (2) その他会務の執行に関すること。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は必要に応じ随時開催する。

- 2 常任理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 本会の事業の計画・運営に関すること。
 - (2) 総会に付議する事項。
 - (3) 静岡市その他機関との交渉、意見具申に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項。

(総 会)

第 13 条 総会は役員を以って構成し年 1 回以上開催する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) 収支予算及び決算に関する事。
- (4) 表彰
- (5) その他必要と認める事項。

(委員会)

第 14 条 会長は第 4 条に規定する事業の円滑な運営を図るため、専門委員会を設置することができる。

(経 費)

第 15 条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入を以ってあてる。

(会 費)

第 16 条 本会の会費は区自治会連合会ごとに納付し、その算定方法は常任理事会において決定する。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(運用基準)

第 18 条 この規約の運用基準、その他本会の運営に必要な事項は常任理事会において定め、総会に報告する。

(雑 則)

第 19 条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項はその都度常任理事会に諮って決める。但し軽微な事項については会長が専決し、常任理事会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

静岡市自治会連合会規約運用基準

1 役員（規約第5条関係）

- (1) 三役は各区選任の常任理事の中から各2名を選出し、6名の中から会長1名、副会長4名、会計1名を選出する。
- (2) 監事は会長が指名し、常任理事会の承認を得る。
- (3) 常任理事は各区人口に比例し、葵区7名、駿河区5名、清水区7名とする。但し事情により常任理事会の議を経て増減できるものとする。

2 役員を選出方法（規約第6条関係）

- (1) 会長は常任理事会において推薦決定するものとする。なお、候補決定に賛否が分かれ決定できないときは、常任理事全員の投票により決定するものとする。
- (2) 副会長、会計は会長が常任理事会と協議して決定し、総会に報告する。
- (3) 常任理事は各区よりの推薦を原則とする。

3 役員の任務（規約第7条関係）

会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長4名の中からあらかじめ会長の決めた順位により会長の職務を代行する。

4 役員の任期（規約第8条関係）

会長の任期は、再任された場合でも原則として3期6年を限度とする。

5 採決の方法（規約第10条関係）

議事の決定にあたっては、それぞれの区の自治会連合会の意向等を尊重し、できるだけ話し合いによる決定を目指すものとし、やむを得ないときのみ採決によるものとする。

6 専門委員会（規約第14条関係）

- (1) 規約第14条で規定する専門委員会は次のとおりとする。
 - ① 広報編集委員会
 - ② 交通安全・防犯対策委員会
 - ③ 防災害対策委員会
 - ④ 教育対策委員会
 - ⑤ 福祉・環境対策委員会
- (2) 委員は会長が指名し、正副委員長は委員の互選とする。

